

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新
<p>第3条 定義</p> <p>(13)平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>イ 東北電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>ロ～ハ（省略）</p> <p>第9条 契約期間</p> <p>(1) 契約期間は、<u>電力供給契約書に記載される期間とし、契約期間内は原則として契約を解約できません。ただし、</u>双方が合意すればこの限りではありません。</p>	<p>第3条 定義</p> <p>(13)平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>イ 東北電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>ロ～ハ（省略）</p> <p>第9条 契約期間</p> <p>(1) 契約期間は、<u>供給開始日から供給開始日が属する年の12月分の料金に係る計量期間等の終期（契約期間が3ヶ月に満たない場合は、供給開始日が属する年の翌年の12月分の料金に係る計量期間等の終期）といたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書の</u></p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新
<p>本約款は、<u>令和6年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料価格調整項</p> <p>イ 燃料価格調整単価の算定</p> <p>(イ) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p>	<p><u>とおりといたします。契約期間内は原則として契約を解約できませんが、双方が合意すればこの限りではありません。</u></p> <p>本約款は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料価格調整項</p> <p>イ 燃料価格調整単価の算定</p> <p>(イ) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧				新																															
供給区域	α		γ	供給区域	α	β	γ																												
東北電力ネットワーク株式会社	<u>0.0247</u>	<u>0.2573</u>	<u>0.8912</u>	東北電力ネットワーク株式会社	<u>0.0259</u>	<u>0.2563</u>	<u>0.8915</u>																												
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.0033</u>	<u>0.4001</u>	<u>0.6241</u>	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.0048</u>	<u>0.3759</u>	<u>0.6725</u>																												
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0000	0.4381	0.5545	中部電力パワーグリッド株式会社	0.0000	0.4381	0.5545																												
北陸電力送配電株式会社	<u>0.0380</u>	<u>0.0702</u>	<u>1.2641</u>	北陸電力送配電株式会社	<u>0.0415</u>	<u>0.0745</u>	<u>1.2499</u>																												
関西電力送配電株式会社	<u>0.0140</u>	<u>0.3483</u>	<u>0.7227</u>	関西電力送配電株式会社	<u>0.0045</u>	<u>0.1974</u>	<u>1.0532</u>																												
中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0982	1.2015	中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0982	1.2015																												
四国電力送配電株式会社	0.0845	0.0699	1.1962	四国電力送配電株式会社	0.0845	0.0699	1.1962																												
九州電力送配電株式会社	<u>0.0053</u>	<u>0.1861</u>	<u>1.0757</u>	九州電力送配電株式会社	<u>0.0028</u>	<u>0.1819</u>	<u>1.0863</u>																												
<p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td><u>85,400</u> 円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td><u>64,900</u> 円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>42,000 円</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td><u>79,300</u> 円</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td><u>27,100</u> 円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>75,400 円</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	基準燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	<u>85,400</u> 円	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>64,900</u> 円	中部電力パワーグリッド株式会社	42,000 円	北陸電力送配電株式会社	<u>79,300</u> 円	関西電力送配電株式会社	<u>27,100</u> 円	中国電力ネットワーク株式会社	75,400 円	<p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td><u>83,500</u> 円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td><u>57,500</u> 円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>42,000 円</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td><u>79,800</u> 円</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td><u>47,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>75,400 円</td> </tr> </tbody> </table>				供給区域	基準燃料価格	東北電力ネットワーク株式会社	<u>83,500</u> 円	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>57,500</u> 円	中部電力パワーグリッド株式会社	42,000 円	北陸電力送配電株式会社	<u>79,800</u> 円	関西電力送配電株式会社	<u>47,000</u> 円	中国電力ネットワーク株式会社	75,400 円
供給区域	基準燃料価格																																		
東北電力ネットワーク株式会社	<u>85,400</u> 円																																		
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>64,900</u> 円																																		
中部電力パワーグリッド株式会社	42,000 円																																		
北陸電力送配電株式会社	<u>79,300</u> 円																																		
関西電力送配電株式会社	<u>27,100</u> 円																																		
中国電力ネットワーク株式会社	75,400 円																																		
供給区域	基準燃料価格																																		
東北電力ネットワーク株式会社	<u>83,500</u> 円																																		
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>57,500</u> 円																																		
中部電力パワーグリッド株式会社	42,000 円																																		
北陸電力送配電株式会社	<u>79,800</u> 円																																		
関西電力送配電株式会社	<u>47,000</u> 円																																		
中国電力ネットワーク株式会社	75,400 円																																		

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧			新		
	四国電力送配電株式会社	80,300 円		四国電力送配電株式会社	80,300 円
	九州電力送配電株式会社	<u>27,400 円</u>		九州電力送配電株式会社	<u>46,100 円</u>
(ハ)～(ニ) (省略)			(ハ)～(ニ) (省略)		
ロ	基準単価		ロ	基準単価	
	基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。			基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。	
	供給区域	基準単価		供給区域	基準単価
		特別高圧			特別高圧
		高圧			高圧
	東北電力ネットワーク株式会社	<u>20 銭 6 厘</u>		東北電力ネットワーク株式会社	<u>18 銭 4 厘</u>
	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>14 銭 5 厘</u>		東京電力パワーグリッド株式会社	<u>16 銭 9 厘</u>
	中部電力パワーグリッド株式会社	19 銭 3 厘		中部電力パワーグリッド株式会社	19 銭 3 厘
	北陸電力送配電株式会社	<u>17 銭 4 厘</u>		北陸電力送配電株式会社	<u>15 銭 4 厘</u>
	関西電力送配電株式会社	<u>15 銭 6 厘</u>		関西電力送配電株式会社	<u>10 銭 5 厘</u>
	中国電力ネットワーク株式会社	20 銭 0 厘		中国電力ネットワーク株式会社	20 銭 0 厘
	四国電力送配電株式会社	15 銭 0 厘		四国電力送配電株式会社	15 銭 0 厘
	九州電力送配電株式会社	<u>12 銭 8 厘</u>		九州電力送配電株式会社	<u>9 銭 6 厘</u>
(4)	市場価格調整項		(4)	市場価格調整項	
	市場価格調整単価の算定は、供給区域ごとに次のとおりといたします。			市場価格調整単価の算定は、供給区域ごとに次のとおりといたします。	
	イ 東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域			イ 東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	
	(イ) 平均市場価格			(イ) 平均市場価格	
	1 キロワット時当たりの平均市場価格は、供給区域ごとのスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といた			1 キロワット時当たりの平均市場価格は、供給区域ごとのスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といた	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新																																						
<p>します。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \varepsilon$</p> <p>D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p>E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p>δ、ε は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>δ</th> <th>ε</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.5332</td> <td>0.4668</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td><u>0.6566</u></td> <td><u>0.3434</u></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.1316</td> <td>0.8684</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 基準市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの基準市場価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>21 円 39 銭</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	δ	ε	東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.6566</u>	<u>0.3434</u>	(追加)	(追加)	(追加)	中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684	供給区域	基準市場価格	東北電力ネットワーク株式会社	21 円 39 銭	<p>します。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \varepsilon$</p> <p>D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p>E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p>δ、ε は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>δ</th> <th>ε</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.5332</td> <td>0.4668</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td><u>0.8288</u></td> <td><u>0.1712</u></td> </tr> <tr> <td><u>関西電力送配電株式会社</u></td> <td><u>0.7170</u></td> <td><u>0.2830</u></td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.1316</td> <td>0.8684</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 基準市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの基準市場価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>21 円 39 銭</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	δ	ε	東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.8288</u>	<u>0.1712</u>	<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>0.7170</u>	<u>0.2830</u>	中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684	供給区域	基準市場価格	東北電力ネットワーク株式会社	21 円 39 銭
供給区域	δ	ε																																					
東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668																																					
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.6566</u>	<u>0.3434</u>																																					
(追加)	(追加)	(追加)																																					
中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684																																					
供給区域	基準市場価格																																						
東北電力ネットワーク株式会社	21 円 39 銭																																						
供給区域	δ	ε																																					
東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668																																					
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.8288</u>	<u>0.1712</u>																																					
<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>0.7170</u>	<u>0.2830</u>																																					
中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684																																					
供給区域	基準市場価格																																						
東北電力ネットワーク株式会社	21 円 39 銭																																						

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧			新			
	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>17円44銭</u>		東京電力パワーグリッド株式会社	<u>11円22銭</u>	
	(追加)	(追加)		<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>10円82銭</u>	
	中国電力ネットワーク株式会社	20円81銭		中国電力ネットワーク株式会社	20円81銭	
(ハ)	(省略)		(ハ)	(省略)		
(ニ)	市場価格調整単価の適用		(ニ)	市場価格調整単価の適用		
	各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、供給区域ごとに次のとおりといたします。			各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、供給区域ごとに次のとおりといたします。		
	a 東北電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域			a 東北電力パワーグリッド株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域		
	(3)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。			(3)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。		
	b (省略)			b (省略)		
(ホ)	調整係数		(ホ)	調整係数		
	調整係数は、供給区域ごとに次のとおりといたします。			調整係数は、供給区域ごとに次のとおりといたします。		
	供給区域	調整係数		供給区域	調整係数	
		特別高圧	高圧		特別高圧	高圧
	東北電力ネットワーク株式会社	0.142	0.146	東北電力ネットワーク株式会社	0.142	0.146
	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.328</u>	<u>0.337</u>	東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.309</u>	<u>0.317</u>
	(追加)	(追加)	(追加)	<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>0.288</u>	<u>0.292</u>
	中国電力ネットワーク株式会社	0.158	0.162	中国電力ネットワーク株式会社	0.158	0.162

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新																					
<p>ロ (省略)</p> <p>ハ 北陸電力送配電株式会社 <u>および九州電力送配電株式会社</u> の供給区域</p> <p>(イ) 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、<u>供給区域ごとに次のとおり</u>といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">平均市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>北陸電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの単純平均スポット市場価格</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>各平均市場価格算定期間における単純平均スポット市場価格</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 基準市場下限価格および基準市場上限価格 (追加)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準市場下限価格</th> <th style="text-align: center;">基準市場上限価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北陸電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">8 円 00 銭</td> <td style="text-align: center;">32 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6 円 00 銭</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18 円 00 銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 市場価格調整単価の適用</p> <p>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場</p>	供給区域	平均市場価格	<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの単純平均スポット市場価格</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>各平均市場価格算定期間における単純平均スポット市場価格</u>	供給区域	基準市場下限価格	基準市場上限価格	北陸電力送配電株式会社	8 円 00 銭	32 円 00 銭	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>6 円 00 銭</u>	<u>18 円 00 銭</u>	<p>ロ (省略)</p> <p>ハ 北陸電力送配電株式会社の供給区域</p> <p>(イ) 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、<u>各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの単純平均スポット市場価格</u>といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(ロ) 基準市場下限価格および基準市場上限価格</p> <p><u>1 キロワット時当たりの基準市場下限価格および基準市場上限価格は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準市場下限価格</th> <th style="text-align: center;">基準市場上限価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北陸電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">8 円 00 銭</td> <td style="text-align: center;">32 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 市場価格調整単価の適用</p> <p>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場</p>	供給区域	基準市場下限価格	基準市場上限価格	北陸電力送配電株式会社	8 円 00 銭	32 円 00 銭
供給区域	平均市場価格																					
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの単純平均スポット市場価格</u>																					
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>各平均市場価格算定期間における単純平均スポット市場価格</u>																					
供給区域	基準市場下限価格	基準市場上限価格																				
北陸電力送配電株式会社	8 円 00 銭	32 円 00 銭																				
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>6 円 00 銭</u>	<u>18 円 00 銭</u>																				
供給区域	基準市場下限価格	基準市場上限価格																				
北陸電力送配電株式会社	8 円 00 銭	32 円 00 銭																				

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧			新	
<p>価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、<u>供給区域ごと</u>に次のとおりといたします。</p>			<p>価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p>	
平均市場価格算定期間	平均市場価格調整単価適用期間		平均市場価格算定期間	平均市場価格調整単価適用期間
	<u>北陸電力送配電株式会社</u> <u>社の供給区域</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u> <u>社の供給区域</u>	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の2月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の4月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の3月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の5月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の6月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の7月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の8月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の9月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の10月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の11月分の料金</u> <u>に係る計量期間等</u>	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	<u>その年の12月分の料金</u>	毎年10月21日から11月	その年の11月分の料金に係る計量期間等

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧			新																					
月 20 日までの期間	に係る計量期間等	に係る計量期間等	20 日までの期間	量期間等																				
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等																				
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等																				
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等																						
(ホ) 調整係数 調整係数は、 <u>供給区域ごと</u> に次のとおりといたします。			(ホ) 調整係数 調整係数は、次のとおりといたします。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="2">調整係数</th> </tr> <tr> <th>特別高圧</th> <th>高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>0.145</td> <td>0.149</td> </tr> <tr> <td><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td><u>0.307</u></td> <td><u>0.312</u></td> </tr> </tbody> </table>			供給区域	調整係数		特別高圧	高圧	北陸電力送配電株式会社	0.145	0.149	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>0.307</u>	<u>0.312</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="2">調整係数</th> </tr> <tr> <th>特別高圧</th> <th>高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>0.145</td> <td>0.149</td> </tr> </tbody> </table>			供給区域	調整係数		特別高圧	高圧	北陸電力送配電株式会社	0.145	0.149
供給区域	調整係数																							
	特別高圧	高圧																						
北陸電力送配電株式会社	0.145	0.149																						
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>0.307</u>	<u>0.312</u>																						
供給区域	調整係数																							
	特別高圧	高圧																						
北陸電力送配電株式会社	0.145	0.149																						
(追加)			ニ <u>九州電力送配電株式会社の供給区域</u> (イ) <u>平均市場価格</u> <u>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> $\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$ <u>D=各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</u>																					

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新												
	<p><u>E=各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</u> <u>δ, εは、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>供給区域</u></th> <th style="text-align: center;"><u>δ</u></th> <th style="text-align: center;"><u>ε</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.4627</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.5373</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(ロ) 基準市場下限価格および基準市場上限価格</u> <u>1キロワット時当たりの基準市場下限価格および基準市場上限価格は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>供給区域</u></th> <th style="text-align: center;"><u>基準 市場下限価格</u></th> <th style="text-align: center;"><u>基準 市場上限価格</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6円00銭</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13円00銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(ハ) 市場価格調整単価</u> <u>市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>a 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準下限平均市場価格を下回る場合</u></p>	<u>供給区域</u>	<u>δ</u>	<u>ε</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>0.4627</u>	<u>0.5373</u>	<u>供給区域</u>	<u>基準 市場下限価格</u>	<u>基準 市場上限価格</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>6円00銭</u>	<u>13円00銭</u>
<u>供給区域</u>	<u>δ</u>	<u>ε</u>											
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>0.4627</u>	<u>0.5373</u>											
<u>供給区域</u>	<u>基準 市場下限価格</u>	<u>基準 市場上限価格</u>											
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>6円00銭</u>	<u>13円00銭</u>											

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新				
	<p style="text-align: center;"><u>市場価格調整単価</u></p> <p style="text-align: center;">\equiv <u>(平均市場価格 - 基準市場下限価格)</u></p> <p style="text-align: center;">\times <u>(ホ)の調整係数</u></p> <p><u>b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準上限平均市場価格を上回る場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>市場価格調整単価</u></p> <p style="text-align: center;">\equiv <u>(平均市場価格 - 基準市場上限価格)</u></p> <p style="text-align: center;">\times <u>(ホ)の調整係数</u></p> <p><u>(ニ) 市場価格調整単価の適用</u></p> <p><u>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>平均市場価格算定期間</u></th> <th style="text-align: center;"><u>平均市場価格調整単価適用期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>平均市場価格調整単価適用期間</u>	<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>平均市場価格調整単価適用期間</u>				
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>				

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新	
	<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>
(追加)	<u>(※) 調整係数</u>	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年4月1日実施

旧	新								
(追加)	調整係数は、次のとおりといたします。								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">供給区域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">調整係数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">特別高圧</th> <th style="text-align: center;">高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">九州電力送配電株式会社</td> <td style="text-align: center;">0.278</td> <td style="text-align: center;">0.284</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	調整係数		特別高圧	高圧	九州電力送配電株式会社	0.278	0.284
供給区域	調整係数								
	特別高圧	高圧							
九州電力送配電株式会社	0.278	0.284							
ホ <u>関西電力送配電株式会社</u> および四国電力送配電株式会社の供給区域市場価格調整単価は適用いたしません。	ホ 四国電力送配電株式会社の供給区域市場価格調整単価は適用いたしません。								
(追加)	(7) <u>燃料費調整に関する特別措置</u>								
	<u>基本料金および従量料金について、電力供給契約書に別に定める場合(第15条(3)イおよびロに定める基本料金および従量料金に環境価値に対する料金を加算する場合を除きます。)で、次のいずれかに該当する場合の燃料費調整については、本則の(1)から(5)によらず、変更前の電気供給約款(令和6年1月1日実施)の附則1(1)から(5)により算定いたします。</u>								
	<u>イ 契約期間の始期が令和6年3月31日以前の場合</u>								
	<u>ロ 令和6年3月31日以前から供給を継続しており、令和6年4月1日以降の契約更新時に一度も料金単価の改定を行っていない場合</u>								
7 本約款の実施にともなう切替措置 <u>令和5年12月31日</u> 以前から供給が継続しており、かつ計量日が1日以外のお客さまの本約款の実施期日を含む計量期間等に係る料金については、変更後の本約款(<u>令和6年1月1日実施</u>)にかかわらず、変更前の本約款(<u>令和5年4月1日実施</u>)によるものといたします。	7 本約款の実施にともなう切替措置 <u>令和6年3月31日</u> 以前から供給が継続しており、かつ計量日が1日以外のお客さまの本約款の実施期日を含む計量期間等に係る料金については、変更後の本約款(<u>令和6年4月1日実施</u>)にかかわらず、変更前の本約款(<u>令和6年1月1日実施</u>)によるものといたします。								